

## 綾歌・飯山図書館窓口等運営業務及び移動図書館車運行業務委託の継続更新について

## 1. 現状

丸亀市立図書館は、「丸亀の現在と未来の文化を創造する市立図書館」の将来像を掲げ、市民に知識や情報を提供する公共サービス機関としての責務を果たすよう努めている。

一方、行政においては民間事業者の専門知識やノウハウを活用した効率的な業務の導入が進められ、本市においても平成 28 年 8 月、丸亀市図書館協議会「丸亀市立図書館の運営形態について」の答申に基づき、中央図書館の指揮監督の下で、綾歌・飯山図書館及び移動図書館車に関する窓口業務等を民間に委託する運営体制としている。

## ① 令和 2 年度～令和 4 年度（現時点）までの委託内容と運営状況

- ・委託内容は資料 2 のとおり。
- ・運営状況としては、業務内容を誠実に履行し、利用者から運営の根本に関する特段の支障の声はない。
- ・図書館の利用促進につながる普及啓発にも協力的であり、図書館資料の管理も適切に実施され、効率的な図書館サービスの保持・提供が図られている。

## 2. 業務委託の継続更新について

- ・引き続き、直営を堅持しながら効率的な図書館窓口等運営業務及び移動図書館車運行業務が行われるよう、業務委託による運営を継続いたしたい。
- ・契約期間  
令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- ・委託業務内容  
綾歌・飯山図書館窓口等運営業務及び移動図書館車運行業務委託
- ・契約の変更点  
夏休みの全日開館実施を仕様書に追加する。

## 3. 契約方法について

提案資格その他必要な事項を公告することにより提案者を公募し、事業者には技術提案書の提出を求め、必要に応じヒアリングを実施した上で、提案内容の審査及び評価を行い、当該業務委託等の履行に最も適した事業者を特定する「公募型プロポーザル方式」により受託候補者を特定する。